

令和2年度第1回我孫子市入札等監視委員会会議概要

- 1 会議の名称 我孫子市入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和2年11月13日(金) 午前10時から午前11時50分まで
- 3 開催場所 庁舎分館小会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員
川崎 満委員(委員長)、原 崇人委員、高橋 義人委員
欠席者 なし
 - (2) 事務局
高橋契約検査室長、四家、宮川、長谷
- 5 議題
 - (1) 報告1 公契約条例の施行状況について
 - (2) 報告2 消防救急デジタル無線談合事案について
 - (3) 報告3 制度等の改正について
 - (4) 報告4 現在検討中の制度等の改正について
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議の内容 議事
- 9 議事

- (1) 報告1 公契約条例の施行状況について

川崎委員長：(1) 報告1、公契約条例の施行状況について、説明をお願いします。

事務局(四家)：資料に基づき報告した。

川崎委員長：質問がありましたらどうぞ。

原委員：資料の3ページの5 元請業者及び下請業者の労働者の状況のところ、工事等は全て下請の労働者しかいないというのはどのような契約形態になっているのでしょうか。

事務局(四家)：1億円を超える大きな工事ですと、元請業者は基本的に現場代理人などの方しかいなくて、とび職や大工といった実際に作業する方はいません。ほとんどの作業については下請業者に出しています。

原委員：現場代理人は、公契約条例の対象にはならないので、実際に働いている人はいるけれども、公契約条例の中でいう従業員には入らないということですね。

事務局(四家)：そうです。

原委員：資料４ページ６ 工事等の職種別労働者の状況の、見習、手元、年金の人数は昨年から大幅に減少したと説明がありましたが、昨年度は何名だったのですか。

事務局（四家）：昨年度は６５名です。どうして昨年度と大幅に人数が違うかということについては、事業者側が誰をどの職種で働かせるかを決めているため、なかなか説明は難しいです。あくまでも、報告書の実態に基づく人数です。

原委員：まさに気になっているところがその点で、場合によっては、事業者が全て見習だと言いはって賃金を下げて受注することもあり得るのかなと思います。実際は、普通作業員のレベルの仕事をしているのに見習扱いされている方がいると公契約条例の本来の目的に反するようなことになりかねないなど危惧をしているところではあります。全体の比率を見る限りは、そこまで心配しなくてもいいのかなと思います。ただ、我孫子市として今後、見習が明らかに増えたときに、請負業者任せにはいけないのではないのでしょうか。本当に見習の方なのか確認作業をすることは公契約条例の精神からすると大事なことでないかと思います。

事務局（四家）：私も公契約に携わってから、あまりにも見習、手元の方が多いとなると実際にその工事が大丈夫なのかと危惧もしていました。業者の方が、来庁した際には、見習、手元の人だけで行ったのですか。と質問すると、まだ仕事が始まったばかりですから、見習、手元だけでできるんですよ。と説明されると、そうですかと納得してしまう部分もあるのですが…。確かに原委員のおっしゃるとおりです。現場には周知事項として、職種別の労務報酬下限額を掲示又は文書で労働者に知らせている中で、労働者の方から、自分の給料が違うというようなことがあれば、労働者側から市の方に申し出てもらう制度もありますので、申出があれば現場に入って調査することになります。

原委員：掲示板の中に連絡先も記載しているんですよね。

事務局（四家）：はい。

原委員：現状は、労働者からの報告書というのは受けていないということですね。

事務局（四家）：受けていません。

原委員：資料の１０ページの１に全職種の労務報酬下限額の一覧表がありますが、基本的に全体として２％上昇したということですか。

事務局（四家）：そうです。国の公共工事における設計労務単価につきましては２．５％上昇しています。それに８０％をかけていますが、あくまで全国の単純平均なので、それをまた千葉県に合わせて数字を作っていますので、全国で

は2.5%ですけども、それを千葉県や我孫子市に当てはめると2%強という比率になっています。

原委員：資料10ページの2について、最低賃金が2円しか上がらなかったのが悩ましいところではあると思いますが、1については2%強上がっているのに対して、一番きちんとしなければいけないところが少ししか上がらない中で、今後の方向性として、県の最低賃金とほぼ同額でいくという方針なのか、そこら辺の方針はあるのでしょうか。

事務局（四家）：我孫子市では、条例上、会計年度任用職員の賃金と千葉県の最低賃金を考慮して定めるとなっていますので、平均をとるという形で考慮していますが、我孫子市の会計年度任用職員の賃金の上がり方は、以前は、最低賃金に対して40～50円位差がありましたが、ここ3～4年は、ほとんど最低賃金の1円単位を切り上げた程度になっています。制度的にこれが公契約の趣旨にあっているのかと言いますと、現状を見れば大丈夫とは言えない状況であると思っています。

原委員：私は、野田市の公契約審議会の方にも参加していて、野田市は、千葉県の最低賃金よりそれなりに高い数字を保ってきたのですが、そうすると交通誘導員や清掃員に逆転現象が起きそうでありどうしようかとなっていました。ずっと3%上がってきたのですが、今年は結局2円しか上がらなかったのが、まだ野田市の公契約審議会は開催されていませんが、今後情報提供できればと思います。

事務局（四家）：先般の公契約審議会の委員からも意見がありまして、委託業務に関しては、我孫子市は、12業種あるのですが、労務報酬下限額は全て一律に設定されています。それでいいのかどうか市で少し検討していただけないかという意見がありました。野田市の場合は、13～14の業種それぞれに賃金が定められています。公契約条例は約22の自治体が導入していますが、その中で約4市は委託についても業種別に賃金が設定されています。この件に関して、我孫子市も少し検討していかなければいけないと思っていまして、公契約審議会でも説明させていただいたのですが、我孫子市の条例が制定して5年目ということなので、今後の5年に関しては、条例に照らし合わせて方向性を検討していく5年になるかなと考えています。

川崎委員長：資料5ページの9 委託の業種別の平均賃金の表の中の給食調理業務の平均賃金は1,020円なんですね。小中学校の給食調理業務が対象になりますが、子どもたちの給食の内容の向上あるいは、衛生管理など極めて日常生活

にとって大切な職務だと思いますが、大切な業務に携わっている方の平均賃金がここだけの比較から見ると低いように感じます。委託業務として、労働者の契約形態の面での問題や、アルバイトが多く採用されているなど、給食調理の質の向上と照らし合わせると問題点はあるのでしょうか。

事務局（四家）：給食調理業務につきましては、我孫子市内の学校はすべてプロポーザル方式を採用していきまして、請負金額はもちろん、給食に対して内容の提案を重視して業者を選定しています。評判については悪いとは聞いていないので、児童、生徒や栄養士の方などは満足されているのかなと思っています。

平均賃金については、ひとつの例として、給食調理業務の労働者の中で、月給、日給、時間給でもらっている方に分かれています。令和元年度の状況を見ると、労働者1,000人中約80%の方が時間給のパートタイムの方になっていきまして、月給の正規職員方は、2割程度しかいない状況でした。月給で働いている労働者に関しては、実際には1,228円もらっていました。時間給のパートタイムの方の平均は961円にしかありません。パートタイムの方の賃金は、限りなく最低賃金を意識した設定あるいは労務報酬下限額を下回らない程度の額で設定されてしまっている状況です。ただ、労務報酬下限額については、毎年度、予算取りの際に、来年度はこの労務報酬下限額以上を最低の額として予算措置をしてくださいますので下がることはないのですが、それ以上の額を措置することはなかなか難しい状況です。時間給で働いている人が多いのにも関わらず労務報酬下限額が低いことが今の実態です。

川崎委員長：報告1については、以上で終了します。

次に報告2、消防救急デジタル無線機談合事案について、説明をお願いします。

（2）報告2 消防救急デジタル無線機談合事案について

事務局（宮川）：資料に基づき報告した。

原委員：4ページにメーカー及び代理店が損害賠償請求に応じない旨の回答があったとありますが具体的な理由はどのようなことですか。

事務局（高橋）：催告の際に、メーカーと代理店との間で共同不法行為があったため損害賠償請求をすとしたところ、それぞれ共同不法行為は行っていないため損害賠償請求には応じないとの回答がありました。

原委員：3ページに平成29年2月8日の代理店の説明のところで、違約金の請求についてはメーカー若しくは代理店を通して請求とありますが、この違約金はもともと支払う前提の話だったのですか。

事務局（高橋）：平成24年に契約を締結した時点での我孫子市の物品購入の契約書

約款には、談合があった場合の違約金に関する規定がありませんでした。規定がある自治体については、その約款の規定に基づき、契約金額の10分の1ないしは10分の2を支払ったという事例もあります。当時の我孫子市では、規定がなかったため請求することができませんでした。

原委員：他市の状況はどうなのでしょう。

事務局（高橋）：基本的に周辺自治体は訴訟を行っています。当初は、それぞれの自治体が個別に訴訟をしていましたが、現在、9市合同でまとめて訴訟を行っている状況です。

原委員：全て被告が一緒ということですか。

事務局（高橋）：はい。メーカーは全て同じです。ただ、西日本の自治体ですと、代理店が異なるケースがあります。

原委員：それら全てをひっくるめて併合されているということですか。

事務局（高橋）：そうです。12月25日に弁論準備手続になります。

川崎委員長：報告2については、以上で終了します。

次に報告3、制度等の改正について説明をお願いします。

（3）報告3 制度等の改正について

事務局（宮川）：資料に基づき報告した。

高橋委員：プロポーザル方式を導入されるということで、51ページのところで説明があった運用上の注意について、手続の公平さを確保する配慮するとありますが、本マニュアルは、公平さを確保するような配慮がなされているという理解でよろしいですか。

事務局（宮川）：担当課で、募集要項や評価基準を作成しますが、担当課によって評価の基準の違いなどが出てしまうと公正な設定ができないとなってしまうので、マニュアルで一定の設定基準を整備することによって、適正な手続の基に行うようにしています。

高橋委員：マニュアルの中で、特に注意点について配慮されているところはあるか。

事務局（高橋）：評価の方法について、原則的な例を示しています。評価表については案件によって中身が変わってきてしまうので、この原則に沿ってそれぞれ対応していただくようにしています。

川崎委員長：工事請負契約の約款の改正についてですが、10月1日から建設業法の改正が施行され、主任技術者、監理技術者等の実際の運用について、例えば、工事が進行している最中に特定建設業者における変更契約があり、監理技術者

が必要なかった工事が監理技術者を必要とする工事になることや、元請けの監理技術者が存在する場合には、下請けで主任技術者を省略することができるなど細かい内容の改正が行われましたが、我孫子市では約款の改正と同時に、適正な運用の側面からして、事業者に対する説明や改正法におけるマニュアルなどは用意していますか。

事務局（高橋）：特に市の方から事業者にお知らせはしていません。国土交通省から監理技術者制度運用マニュアルが出ていますので、そちらで確認されているかと思えます。

事務局（宮川）：庁内では、契約制度を検討する会議がありまして、工事発注課の課長が出席しています。改正等があった際には、報告しています。また、今回の約款の改正についても報告しており、実際に工事を監督する職員の方に周知を図るようにしています。

川崎委員長：報告3については、以上で終了します。

最後に報告4、現在検討中の制度等の改正について、説明をお願いします。

（4）報告4 現在検討中の制度等の改正について

事務局（宮川）：資料に基づき報告した。

原委員：遠隔臨場のカメラは24時間設置するのでしょうか。イメージを教えてください。

事務局（宮川）：通常であれば、現地に行き、工場の職員と工事監督職員と一緒に確認をしますが、遠隔臨場では、現地には行かずに現場の補助員の方にカメラで確認したい部分を映してもらい、工事監督職員はデスクの上でモニターを通して確認するようになります。

原委員：現場の方にカメラを回してもらい、確認したいところを映してもらおうということですね。

事務局（宮川）：はい。遠隔臨場を行う前には、作業計画の作成が必要になります。

原委員：カメラ映像で確認がとれるものなのですか。

事務局（宮川）：様々な機材がある中で、全てを遠隔臨場で行うわけではなくて、遠隔臨場で確認可能な機材等をカメラで確認します。

原委員：現場に行って確認が必要なものと遠隔臨場で確認可能なものについては現場の担当者の判断になるのでしょうか。

事務局（宮川）：担当職員だけでは判断が難しいと思うので、受注者側と相談した上でどちらの確認方法をとるかを決めていくと思います。

川崎委員長：今後、遠隔臨場はひとつの立会いのスタイルになっていくと思います。

請負工事の規模にもよりますが、我孫子市発注の工事で、現場立会を行ったことはどれくらいありましたか。

事務局（高橋）：一律にどれくらいということは申し上げられませんが、工事によって遠隔臨場を使う機会には差があると思います。

川崎委員長：請負工事の内容、機材によって、生産現場まで足を運びチェックをしなければいけないという意味では、事業者や市の方も様々な負担を考慮すると、遠隔臨場で立会の実効性を上げられるので今後のスタイルとして注目されることを願います。また、令和3年度の新クリーンセンター建設工事で遠隔臨場の使用メリットを確認していただき、他の建設工事における遠隔臨場の推進を図っていただければと思います。

高橋委員：リアルタイムの立会いになると思いますが、場合によっては証拠として記録することもありますか。

事務局（高橋）：基本的には、同時通信できるライブの状況で確認しますが、記録として現場の写真を撮ることもあります。写真を撮る際にも、写真を撮影している姿をライブカメラ上で確認し、そこで撮った写真を提出していただきます。

原委員：遠隔臨場のためにチェックが甘くなってしまうことは避けていただきたいです。

事務局（高橋）：分かりました。

川崎委員長：質問はありませんか。以上で令和2年度第1回我孫子市入札等監視委員会を終了します。御協力ありがとうございました。

以上